



温故知新

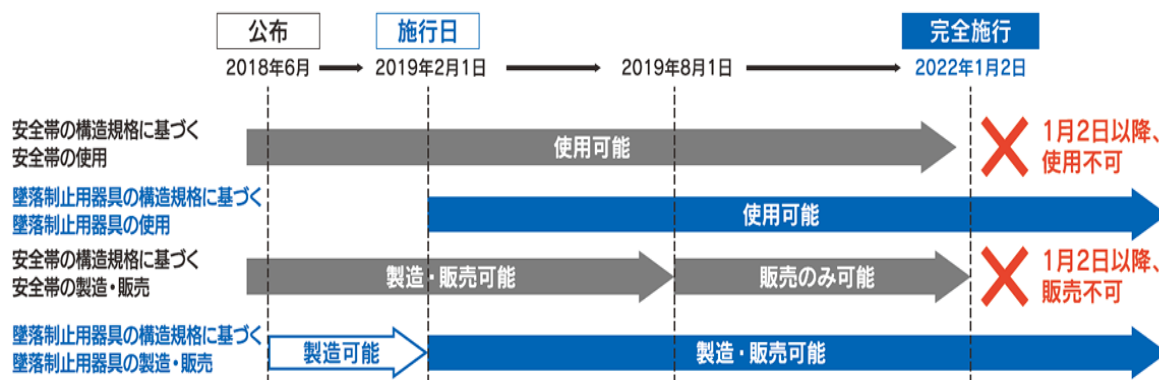


安全帯の規制に関する 政省令・告示の改正について

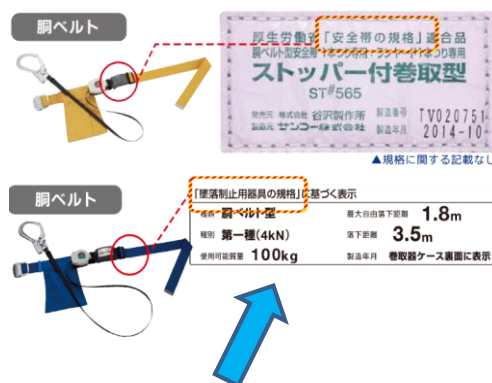
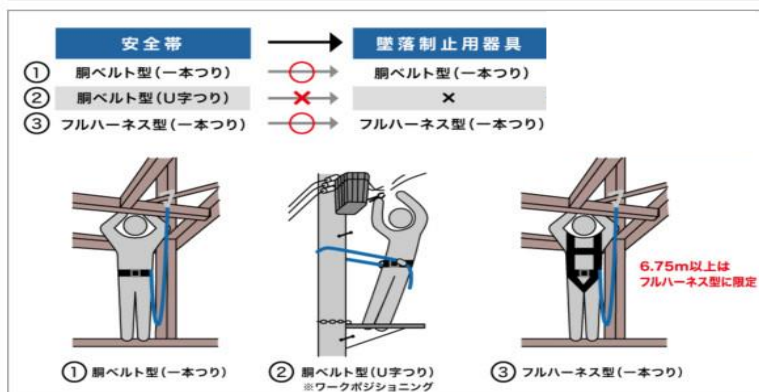
来年の2022年1月2日が完全施行日となります。

今年が移行猶予期間の
最後の年です。
2021年も折り返しが過ぎ
8月となりましたので
今一度ご確認を！

安全帯の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型、フルハーネス型）を使用できるのは**2022年1月1日**までとなります。



法改正で「墜落制止用器具」の義務化へ



新規格品であれば「墜落制止用器具」と印字されています。
印字がない、もしくは「安全帯」と印字されている場合は、旧規格品となります。
旧規格品の場合、2022年1月1日までに新規格品への買い替えが必要となります。

【今号の主な内容】

- P① 安全帯の規制について
- P② 脚立による災害防止
- P③ 施工検討会
- P④ ことわざ・次回案内



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL: 03-3572-1866

ことわざ・格言になろう安全衛生訓

● 飼い犬に手を噛まれる ● 使い慣れた機械や工具に注意



「飼い犬に手を噛まれる」とは、ふだん目をかけて世話をしやり、そのことに恩を感じているだろうと思っていた者から裏切られたり、害を与えられたりする例えです。

人間と犬の付き合いは数千年にもなります。犬は人間にとって、最も忠実な動物といわれています。犬は「三日飼えば三年恩を忘れない」ともいわれています。それが、自分が可愛がっている犬に手を噛まれたとすると「可愛さ余って憎さ百倍」となって「恩を仇で返された」とカンカンになるものです。

しかし冷静に考えてみると、犬は本来人間に忠実な動物ですから、飼主がよほど悪くなければ、噛みついたりはしないはずです。犬に当たるのは“犬当違い”というものでしょう。

私たちが職場でいつも取り扱っている機械や工具などは、飼犬以上に忠実なものですが、手や足を噛まれたりしてケガをするのは、自分の取扱い方や管理の仕方が悪いからでしょう。機械や工具などはきちんと手入れや整備をして、人に危害を与えないよう飼い馴らしましょう。

ご参加ください

【 職長会のお知らせ 】

★日時 2021年9月21日(火)

★時間 18時00分～

★会場 銀座ユニーク 3階



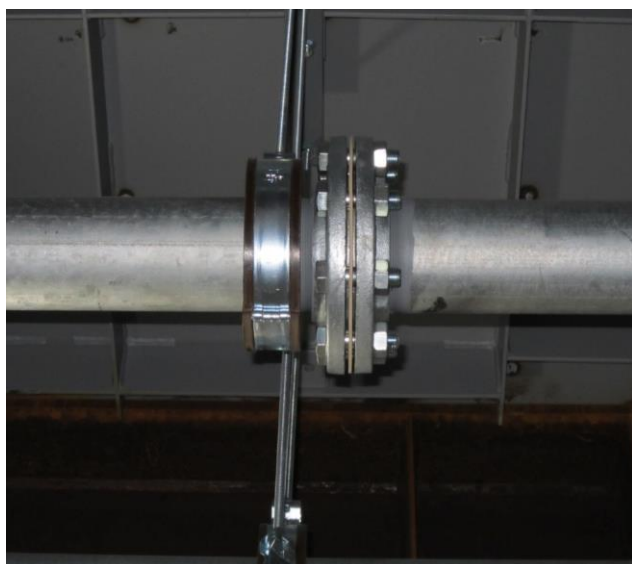
野田工業株式会社

施工検討会 ～技術顧問のつぶやき～

今月の議題

◎ 施工困難な箇所の対応について

今月の施工検討会では施工困難な箇所について取り扱いたいと思います。
みなさんはこのような場合どのように保温を行いますか？



このような場合、

- ・ 吊りバンドの位置変更
- ・ 吊りバンドの種類の変更（スリーパーをやめて吊り棒の巻き上げ）

などの対応を行う必要があります。

このような状態で保温した場合、結露のリスクが非常に高くなります。
積極的に打ち合わせを行い、改善してもらうようにしてください。

今回はスリーパーですが、壁・梁・スラブ貫通に対しても同じことが言えます。



脚立による災害を防止する



多くの現場では脚立の使用は禁止されていたり、申請が必要となっています。

一般的に使用を控えるように促されている脚立やはしごですが、どうしても使わなければならない状況に備えて、危険性や正しい使い方を改めて見直しましょう。

脚立による事故の主な発生原因

- ①脚立の天板に乗りバランスを崩す
- ②脚立にまたがってバランスを崩す
- ③荷物を持ちながらバランスを崩す
- ④脚立から身を乗りだしてバランスを崩す



脚立の安全使用ポイント



- 開き留め具を確実にロックする。
- 天板を含め上から2段目や3段目の踏ざんに乗って作業する(使用する高さによって異なる)
- 天板や踏ざんにすねを当てて安定した姿勢をとる
- 荷物を持つてのぼらない

ヘルメットと安全帯の使用も忘れずに！！！！